

引っ越しの際は手続きを忘れずに

転入・転居・転出届は 市民課または 下総・大栄支所住民課へ

世帯全員または世帯員の住所が変わったときは、市民課、下総・大栄支所住民課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。

届け出は、原則として本人または同一世帯の人が行いますが、代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認して届けてください。

本人確認をさせていただきますので運転免許証、パスポートなどをお持ちください。

転出するとき(転出届)

本市からほかの市区町村へ移るときは、転出証明書を発行します。必要なもの 国民健康保険証・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)

また、郵送による手続きも可能です。異動日、転出先、転出先での世帯主氏名、成田市での住所、成田市での世帯主氏名、転出する人全員の氏名、連絡先(昼間連絡のつくもの)を記したものと返信

用封筒(切手の張つてあるもの)と本人を確認できる書類(運転免許証、健康保険証などのコピー)を添付し市民課に郵送してください。転出証明書を送ります。

転入したとき(転入届)

ほかの市区町村から本市に移ってきたときは、新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 前住所地の市区町村が発行した転出証明書・年金手帳(加入している人)・健康保険証(老人医療受給者証の手続きに必要です。国民健康保険の人は不要です)

市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証・年金手帳・介護保険証・老人医療受給者証(いずれも加入している人)

世帯主が変わったとき (世帯主変更届)

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。

必要なもの 国民健康保険証(加入している人)

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所住民課(☎96・1115)、大栄支所住民課(☎73・8066)へ。

保険・年金の手続きも忘れずに

国民健康保険・国民年金・介護保険の加入者、老人医療の受給者は市民課で届け出をした後に、保険年金課および介護保険課で手続きをしてください。

家族と離れて暮らす人は

修学や長期出張などのために、家族と離れて住まなければならない場合、もう1枚別の被保険者証を交付申請することができます。

●学生保険証

大学や専門学校などで学ぶため、家族と離れて下宿や寮で生活する場合は、在学証明書、国民健康保険証、印鑑を持参して申請してください。

●遠隔地保険証

長期の仕事や旅行などで一時的に現在住んでいる所を離れる場合は、国民健康保険証、印鑑を持参

して申請してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)または介護保険課(☎20・1545)へ。

引っ越しなどで出る多量のごみは

引っ越しなどのときに出る多量のごみは、直接処理施設に持ち込むか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託してください。

各地区のごみ集積所に出すと、ほかの人の迷惑になることがあります。

直接処理施設に持ち込む場合

燃やせるごみ 11 月 1 日 清掃工場

(☎36・1689)

そのほかのごみ リサイクルプラザ

(☎36・1000)

受付時間 11 月 1 日 土曜日(祝日を含む)

午前 8 時 30 分 ~ 午後 4 時 30 分(正午 ~ 午後 1 時を除く)

許可業者に処理を委託する場合

成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

●下総・大栄地区のごみ処理

直接処理施設に持ち込む場合

可燃ごみ、ビン・カン、不燃ごみ

伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148、搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所生活環境課で配布)

ペットボトルは直接搬入できません。リサイクルのため許可業者に委託してください。

受付時間 11 月 1 日 金曜日(祝日は休み) 午前 9 時 ~ 午後 4 時(正午 ~ 午後 1 時を除く)

許可業者に処理を委託する場合

北総西部衛生組合一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

くみ取りが 不要になったら 早めに連絡を

定期的にし尿のくみ取りを行っている家庭で、引っ越しなどで最後のくみ取りとなる場合や、くみ取りの必要が無くなった場合には早めに連絡してください。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)、下総・大栄地区の人は、北総西部衛生組合(☎0478・54・5175)へ。